

令和7年6回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和7年6月9日（月） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6－1大会議室

出席委員

岩佐 哲司 ・ 江崎 和浩 ・ 江崎 美咲 ・ 河田 均
酒井 勉 ・ 清水 健吉 ・ 高橋美穂子 ・ 館林 朋子
永田 俊幸 ・ 西垣 隆 ・ 野々村 貢 ・ 林 明
林 安廣 ・ 藤吉 理功 ・ 松野 芳正 ・ 山中 敏彰

欠席委員

梶下 信孝 ・ 山口 貴範

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司 ・ 大野 達朗
小川 正美 ・ 加藤 一夫 ・ 加納 啓吉 ・ 窪田 博
栗原 修司 ・ 神山 肇 ・ 小林 英彦 ・ 近藤 敏弘
酒井 秀男 ・ 高橋 正男 ・ 田中 光弘 ・ 玉田 昇三
戸崎 和美 ・ 野水 千尋 ・ 林 俊朗 ・ 平手 金治
本田 忠男 ・ 松岡 静典 ・ 宮部 辰男 ・ 村瀬 東三
森瀬 秀雄 ・ 柳原 芳靖 ・ 山口 温朗

事務局

事務局長	三嶋 克之	副主幹	佐藤 智香
主査	小木曾高志	主査	佐々木宗弘
副主査	岡田 崇正	主任	安部 彩華
主任主事	高井菜々子	主任主事	桂川 裕貴
主事	藤野 元志		

議 事

- 議案第 22 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 議案第 23 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 24 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 25 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 議案第 26 号 令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表について
- 報告第 18 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
- 報告第 19 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第 20 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議 長

それでは、令和7年第6回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は、19名中17名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを御報告いたします。

議 長

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

それでは、議席番号6番、江崎美咲委員、議席番号7番、藤吉理功委員の両委員よろしく願いいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も御意見や御質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。
議案第22号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転14件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

(野々村委員 退席)

小木曾主査

それでは、議案第22号について説明いたします。
農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する場合の許可申請です。
3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する営農計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について確認しております。
今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。
2ページをお願いします。
1番、鷺山地区の申請は、農業経営の安定を図るための所有権移転です。
2番および3番、鷺山地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。
4番および3ページの5番、黒野地区の申請は、農業経営の安定を図るための所有権移転です。
6番および7番、方県地区の申請は、農業経営の合理化による所有権移転です。
8番、鶉地区の申請は、世帯内贈与による所有権移転です。659平方メートルの畑を譲渡人から譲り受け、取得後は一般野菜を栽培する予定です。

4 ページをお願いします。

9 番、岩地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では野菜を栽培するものです。

10 番、11 番および 5 ページの 12 番、三輪地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

13 番および 14 番、柳津地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 22 号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、1 番から 3 番、鷺山地区は、河田均委員、お願いします。

河田委員

1 番の申請は、農業経営を安定させるため受人へ、田を譲り渡すものです。2 番、3 番につきましては、農業経営を拡大する受人へ、田、畑を譲り渡すものです。

受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、4 番から 8 番、黒野地区、方県地区及び、鶉地区は、事務局から説明いたします。

小木曾主査

4 番の申請は、農業経営の安定のため受人へ畑の持分を譲り渡すものです。

5 月 26 日に、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員及び受人とともに現地立会いを行いました。

申請地では、柿を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、地元としても許可は問題ないと考えているとのこと。

続きまして、5 番の申請は、農業経営の安定のため受人へ田の持分を譲り渡すものです。

5 月 26 日に、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員及び受人とともに現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、地元としても許可は問題ないと考えているとのことです。

続きまして、6番の申請は、農業経営の合理化のため受人へ田を譲り渡すものです。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、地元としても許可は問題ないと考えているとのことです。

続きまして、7番の申請は、農業経営の合理化のため受人へ田を譲り渡すものです。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、地元としても許可は問題ないと考えているとのことです。

続きまして、8番の申請は、遺言により受人へ、畑を遺贈するものです。

5月27日に、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員及び、受人とともに現地立会いを行いました。

申請地では、一般野菜を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えているとのことです。

以上でございます。

議 長

続きまして、9番、岩地区は清水健吉委員、お願いします。

清水委員

9番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。

5月26日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、受人とともに現地立会いを行いました。

申請地では、一般野菜を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、10番、三輪春近地区は藤吉理功委員、お願いします。

藤吉委員

10番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

5月26日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び、受人とともに現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、11 番、三輪山県地区は事務局から説明いたします。

小木曾主査

11 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないとのことです。

議 長

続きまして、12 番、三輪巖美地区は藤吉理功委員、お願いします。

藤吉委員

12 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田及び畑を譲り渡すものです。

5 月 26 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人とともに現地立会いを行いました。

申請地では、牧草を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、13 番及び 14 番、柳津地区は江崎和浩委員、お願いします。

江崎(和)委員

13 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

5 月 22 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人とともに、現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

続きまして、14 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

5 月 23 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人とともに、現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、元々隣の土地も耕作しており、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。
議案第 22 号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

林(明)委員

4 番、5 番の持分と名前が記載されていることについて、説明を求めます。

小木曾主査

4 番、黒野地区の申請について、渡し人、受け人ともに 9 分の 1 との記載があります。この 261-1 番の土地のうち、9 分の 1 所有している渡し人河合利幸さんが、その持分を今現在 9 分の 1 所有している河合春奈さんに渡すということになります。5 番についても、100 分の 60 の持分を渡すということです。

よろしいでしょうか。

林(明)委員

はい。

小木曾主査

ありがとうございます。

議 長

他に御意見はございませんでしょうか。

河田委員

4 ページの 10 番について、申請の理由が、農業経営の拡大とありますが、自分が耕作する農地がない状態であれば、農業経営の開始が理由ではないでしょうか。

小木曾主査

資料を確認し、のちほど回答いたします。

議 長

他に御意見はございませんでしょうか。
御意見もないようですので、採決に入ります。
議案第 22 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

(野々村委員 復席)

議 長

続きまして、議案第 23 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、4 件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第 23 号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。

7 ページの総括表をご覧ください。

今回は、4 件、合計 849.00 平方メートルです。

8 ページをお願いします。

1 番、方県地区の申請は、農家住宅への進入路に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

2 番、芥見地区の申請は、畑地転換のため一時転用するものです。

申請地は、宅地化の状況からみて、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域に隣接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であるため、第 2 種農地と判断します。

第 2 種農地ではありますが、転用目的が畑地転換として一時的な利用に供するために行うものであり目的を達成するうえで申請に係る農地を供することが必要であると認められるため、例外的に許可し得るものです。

3 番、合渡地区の申請は、駐車場に転用するものです。

申請地は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね 500 メートル以内に 2 以上の教育施設があるため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

4 番、三輪地区の申請は、田の嵩上げのため一時転用するものです。

申請地は農振農用地ですが、一時的な利用に供するために行うものであり、目的を達成する上で申請に係る農地を供することが必要であること、また農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことが認められるため、例外的に許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 23 号について説明を受けました。
議案第 23 号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。
議案第 23 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 24 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転 4 件、使用貸借による権利の設定 2 件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第 24 号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

10 ページの総括表をご覧ください。今回は、6 件、合計 20,561.86 平方メートルです。

11 ページをお願いします。

1 番、長良地区の申請は、所有権移転により、境内地に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

2 番、黒野地区の申請は、使用貸借により、農家住宅に転用するものです。

申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。

第 1 種農地ではありますが、転用目的が住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住するものの日常生活または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

3 番、黒野地区の申請は、所有権移転により、土木・建築工事業資材置場に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況からみて、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域に隣接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

第2種農地ではありますが、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を提供することによっても当該申請に係る事業の目的を達成することができないため、許可し得るものです。

また、3番の申請につきましては、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、43ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、岐阜大学から南へ300メートルほどの農地です。

12ページをお願いします。

4番、芥見地区の申請は、使用貸借により、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況からみて、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域に隣接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

第2種農地ではありますが、転用目的が住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住するものの日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可し得るものです。

5番、柳津地区の申請は、所有権移転により、食料・飲料卸売業倉庫に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地ではありますが、転用目的が県承認済みの地域経済牽引事業計画に基づき、岐阜市の土地利用調整区域である柳津地域ものづくり産業等集積地において施設用地を整備するものであるため、例外的に許可し得るものです。

また、5番の申請につきましては、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、44ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、且格小学校から東へ600メートルほどの農地です。

13ページをお願いします。

6番、柳津地区の申請は、所有権移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、上水管及び下水管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の医療施設、公共施設または公益的施設があるため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

また、6番の申請につきましては、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、45ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、柳津小学校から南西へ1.3キロメートルほどの農地です。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第24号について事務局から説明がありました。

3番、黒野地区、5番および6番、柳津地区の申請については、現地調査を行いました。

それでは、3番、黒野地区については、野々村貢委員、お願いします。

野々村委員

3番の申請は、土木・建築工事業資材置場として転用するものです。

5月26日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受入とともに現地立会を行いました。

立会の際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、5番および6番、柳津地区は、江崎和浩委員、お願いします。

江崎(和)委員

5番の申請は、食料・飲料卸売業倉庫として転用するものです。

5月23日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び譲受人の代理人とともに現地立会を行いました。

立会の際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

続きまして、6番の申請は、太陽光発電施設として転用するものです。

5月23日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び譲受人の代理人とともに現地立会を行いました。

立会の際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。
議案第 24 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言もないようですので、採決に入ります。
議案第 24 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第 25 号、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は 2 件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第 25 号について説明いたします。
14 ページをお願いします。
今回は、2 件提出されており、明細は 15 ページの表のとおりです。
特例適用農地面積は、合計 3,878 平方メートルとなっております。
証明願の内容審査は、遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか、事務局において十分調査し、提案しております。
以上でございます。

議長

ただいま、議案第 25 号について、事務局から説明がありました。
議案第 25 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言もないようですので、採決に入ります。
議案第 25 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第 26 号、令和 6 年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

佐藤副主幹

それでは、議案第 26 号について説明いたします。

17 ページをご覧ください。

I 農業委員会の状況、1 農業委員会の現在の体制、2 農家・農地等の概要につきましては記載のとおりでございます。

18 ページをお願いします。

II 最適化活動の実施状況 【農業委員会の実績および点検・評価結果】についてでございます。

1 最適化活動の成果目標、（1）農地の集積についてでございますが、①現状及び課題について、管内の農地面積は 3,880 ヘクタール、集積面積は 1,028.9 ヘクタール、集積率は 26.5 パーセントです。

課題については記載のとおりです。

②目標及び③実績について、目標集積率 29.1 パーセントに対して、実績集積率が 28.2 パーセントでございます。達成状況は 96.79 パーセントで、目標は達成できませんでした。

点検結果は記載のとおりです。

（2）遊休農地の発生防止・解消 についてでございます。

①現状及び課題について、直近の利用状況調査により判明した遊休農地面積は、14.1 ヘクタールです。

課題については記載のとおりです。

②目標の、遊休農地の解消目標面積が 3.7 ヘクタールに対して、19 ページ、③実績の遊休農地の解消実績面積が 2.6 ヘクタール、よって、達成状況は 69.5 パーセントで、目標は達成できませんでした。

農業委員会の点検結果は記載のとおりです。

（3）新規参入の促進 についてございますが、①現状及び課題について、令和 6 年度は新たに 3 経営体が参入しました。

課題については記載のとおりです。

②目標の、新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の、目標面積が 0.9 ヘクタールに対して、20 ページ、③実績の実績面積が 13.7 ヘクタール。よって、達成状況は 1522.2 パーセントで、目標は達成しております。

農業委員会の点検結果は、記載のとおりです。

2 最適化活動の活動目標、（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、１人あたり月 10 日でした。

（２）活動強化月間の設定回数について、①目標は年 3 回で、内容は記載のとおりです。②実績は年 3 回で、結果は記載のとおりで、よって、目標は達成しております。

21 ページをお願いします。

（３）新規参入相談会への参加について、①目標の 2 回に対して、②実績は 2 回で目標は達成しております。内容については記載のとおりです。目標の達成状況について、令和 4 年 2 月 25 日付、農林水産省経営局農地政策課長通知の「農業委員会による最適化活動の推進等について」にある、別表「目標の達成状況の標語の適用方法」に基づき、目標の達成状況の標語を記載いたしました。

22 ページをお願いします。

Ⅲ事務の実施状況について、１総会、部会の開催実績については記載のとおりです。２農地法第 3 条に基づく許可事務について、令和 6 年度処理件数は 125 件です。３農地転用に関する事務について、令和 6 年度処理件数は 63 件です。４違反転用への対応は、記載のとおりです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第 26 号について説明を受けました。
議案第 26 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようですので採決に入ります。
議案第 26 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

議案につきましては、以上でございます。
続きまして、報告に移ります。
報告第 18 号から第 20 号について、事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、報告であるべきところなのですが、先程の 3 条の許可の件で、河田委員から御質問があった件に関しまして、回答させていただいてもよろしいでしょうか。

議長

どうぞ。

小木曾主査

ありがとうございます。

それでは、先程の3条の許可10番の案件で、経営面積が0平方メートルであるにもかかわらず、農業経営の拡大という理由はおかしいのではないかという御質問につきまして、回答いたします。

この方につきましては、所有している農地が1筆ありまして、その1筆1,167平方メートルを貸している状態です。農地を所有しているということで、自分で耕作はしておりませんが、農家というカテゴリに属しており、今所有している農地に加えて、512平方メートルの農地を所有権移転するということになります。この場合は、農業経営の拡大という判断になるという説明となります。

よろしいでしょうか。

河田委員

はい。

小木曾主査

ありがとうございます。御質問に関しましては、以上です。

それでは、報告案件に移らせていただきます。

24ページをお願いします。

報告第18号、農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について、説明いたします。

許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

届出は、29件、合計55,977.75平方メートルです。

続きまして、報告第19号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について、説明いたします。

26ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。

届出は、5件、合計1,004.00平方メートルです。

明細は、27ページです。

続きまして、報告第20号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について、説明いたします。

29ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、もしくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。

届出は、48 件、合計 19,232.86 平方メートルです。

明細は、30 ページから 42 ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和 7 年 5 月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

御発言もないようですので、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 39 分閉会を宣す。